

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第 891 号 平成 27 年 3 月 5 日

旅券返納（１）

外務省が、シリアへの渡航を計画していたフリーカメラマンの杉本祐一氏の旅券を旅券法に基づき返納させた一件については、イスラム国が２人の日本人を虐殺した直後だった事もあり、国民の権利を制限する事の是非という観点から様々な議論を呼んでいます。

「国民の安全の確保」と「憲法が保障する渡航の自由」とを天秤にかけた時に、一体どちらを取るべきなのか、その判断はそれぞれの人の考え方や立ち位置によって当然異なるはずです。いささか不謹慎だとは思いますが、ディベートのテーマとしては打って付けのように思います。

菅官房長官は、２月９日に行われた記者会見において「憲法が保障する報道、取材の自由、移動の自由については最大限尊重されるのが大前提」とした上で、旅券返納の理由として

- ・ 杉本氏がシリア行きを公言していた事
- ・ イスラム国が日本人対象の殺害継続を表明する等生命の危険は明らか
- ・ いったん出国すればシリア入国阻止は困難

等を挙げています（２月１０日付北海道新聞から）。

政府としては、杉本氏の安全を確保するために止むを得ず渡航を制限したもので、報道を規制しようとするものではないという立場のようです。

これに対して、室蘭工業大学の清末愛砂准教授（憲法学）は、「政府が国民の権利を否定するには合理的な理由とその説明が必要だが、外務省の対応は性急で説明責任を果たしていない」とし「人質事件のような面倒な事態を避けるための判断だったと思われる仕方がない」と批判しています（２月１０日付北海道新聞から）。

なお、当事者となった杉本氏は、「トルコ経由でシリアに入る予定だった」としてありますが「イスラム国支配地域に入るつもりはなく、トルコ側の難民キャンプの他、コバニの様子も取材して、紛争地域の現状を伝えなかった」と述べています（２月１０日付朝日新聞から）。

また、杉本氏は今回の政府の措置を不服として、行政不服審査法に基づき処分の取り消しを求め、受け入れられなければ訴訟を起こす事を検討しているとの事です。

今回の措置について、菅官房長官は、外務省から退避勧告が出されている危険な地域への渡航を制限しようとしたもので、報道の自由を制限しようとするものではないと述べていますが、そうはいつでも取材活動が政府の意向で制限されれば報道

の自由は有名無実化してしまうという懸念が、ジャーナリストには強いのだと思います。

私達が、世界各地の紛争地で何が起きているのか、紛争地に住む人達はどのような状況に置かれているのか曲がりなりにも知り得ているのは、命の危険を顧みず紛争地で取材活動をしているジャーナリストの存在がある事は明らかです。

渡航の制限は取材活動の制限に繋がり、それは結果として、国民の知る権利を損なう恐れ（危険性）は十二分にあります。しかし、だからといって、どのように危険な国や地域であっても、ジャーナリストの渡航は制限すべきでないといい切ってしまうのでしょうか。

私は、慎重に判断すべきと考えるのですが、如何でしょうか。（塾頭：吉田 洋一）